

SNS を利用したトラブルにご注意！

コミュニケーションや情報手段として便利な SNS ですが、思わぬトラブルに巻き込まれる場合がありますので注意が必要です。

相談事例 1

お金を融資してくれるという人と SNS でやり取りし 30 万円を借りる約束をした。保証金 3 万円が必要と言われて支払ったが相手と連絡が取れなくなった。

相談事例 2

SNS を通じてコンサートに行けなくなった人からチケットを譲り受けた。双方が運転免許証を送り身元確認後コンビニでプリペイドカード 2 万円分を購入し番号を教えたが、チケットは届かず相手とも連絡が取れなくなった。

相談事例 3

SNS で「全身脱毛 10 万円」という広告を見て無料カウンセリングを申し込んだ。クリニックに出向き「10 万円の全身脱毛を希望している」と伝えたが、「広告の施術は効果が低い。効果的なレーザー脱毛が特別に 45 万円のできる。ローンも組める」と勧められ契約してしまった。

ワンポイントアドバイス

- ① 「個人間融資」で見知らぬ相手から借り入れするのはやめましょう。高額な利息で返済が困難になったり、個人情報が悪用される危険もあります。
- ② SNS 上の知り合いでも本当に信頼できる相手とは限りません。お金を支払った途端に相手と連絡が取れなくなった場合、お金を取り戻すことは困難です。また、運転免許証や健康保険証などの個人情報を他人に送るのは危険です。
- ③ 転売を禁止しているチケットの場合は入場できないおそれもあります。また、転売目的で譲り受けた場合、チケット不正転売防止法で罰則となることもあります。
- ④ SNS は便利なツールですが、相手と取引する際は雰囲気にならずに冷静な判断が必要です。高額な契約や借金をさせてまで強引に契約を迫る場合はきっぱりと断りましょう。

(参考資料：国民生活センター「くらしの豆知識」2022年版)

少しでも疑問を感じたら、すぐに消費生活センターへ相談を！

あきらめないで、消費生活センターにご相談ください。

【問い合わせ先】

伊奈町消費生活センター ☎048-721-2111（内線 2234）

月曜日から木曜日（10時～15時）